

社団法人奈良県建築士会会員倫理規定

社団法人奈良県建築士会制定
平成18年12月19日 理事会承認

社団法人奈良県建築士会は、建築士の社会的使命と職責の重大性にかんがみ、
本会会員が遵守する倫理規定を定める。

- 1 法令等の遵守と品位の保持
本会会員は、建築士法を始め関係法令・定款などを遵守し、品性とモラルの
向上・保持に努める。
- 2 知識および技能の維持向上
本会会員は、常に建築や地球環境などに関わる知識および技術の研鑽に励み、
技能の維持向上に努める。
- 3 相互の信頼と協力
本会会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を
遂行するよう努める。
- 4 秘密の保持
本会会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 5 説明責任
本会会員は、依頼者に対し、その業務に関する十分な説明を行い、理解を得る
よう努める。
- 6 情報の開示
本会会員は、建築士としての業務実績、業務範囲及び業務能力などを示す情報の
開示に努める。
- 7 地域社会への貢献
本会会員は、地域の歴史・文化を守り、良好な景観の形成など、地域社会に貢献
するよう努める。